

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 6 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25285033

研究課題名(和文) EU法の展開と消費者法の再構築

研究課題名(英文) The development of EU law and the reconstruction of consumer law

研究代表者

鹿野 菜穂子 (KANO, Naoko)

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：10204588

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、EU消費者法の平準化をめぐる新たな展開を分析し、それを踏まえて、消費者法の実体法規のあり方や、消費者の権利の実現および被害救済を実効化するための手続的な仕組みのあり方について、体系性という視点を加えて検討を行うことを目的とした。この目的のため、本研究では、EU消費者私法の平準化の促進を目的とする新たな動向、とりわけ、消費者権利指令、ヨーロッパ共通売買法規則提案、不公正取引方法指令、消費者団体訴訟制度などにつき、EUレベルと各国レベルの双方から分析し、また消費者法の体系化や構造化をめぐるヨーロッパにおける議論についての検討を行った。

研究成果の概要(英文)：This research project aims to analyze the new development of the Harmonization of EU Consumer Law and to pursue the ideal situation of the consumer material law and procedural law for the effective enforcement of the consumers' right, with the viewpoint of system and construction of the consumer law.

For this purposes, the research team has analyzed especially (1) Consumer Right Directive, (2) the Proposal of the Common European Sales Law, (3) Unfair Commercial Practices Directive, (4) the scheme to promote the access to Justice: Organization litigation or Class action for the consumers. The team has also examined the discussion in the European countries on the systematization of Consumer Law.

研究分野：民法・消費者法

キーワード：消費者法 EU法 比較法 民法 経済法

1. 研究開始当初の背景

(1) 消費者法およびこれに関連する研究は、20世紀最後の四半世紀に飛躍的な発展を遂げた。特に欧州共同体では、加盟国の消費者保護の推進と消費者法の平準化が積極的に図られてきたが、その波及的な効果は、さらに他の世界各国へと広がることとなった。日本における製造物責任法(1994年)や消費者契約法(2000年)等の重要な法律の制定も、このような世界的な潮流の延長線上にあるといえよう。そして今日では、日本でも消費者の利益保護に係る実体法および手続法上の各種の規律が存在するが、未だ十分とはいえず、しかも、対処療法的な形で規定が設けられてきた結果、体系性が欠け、それが消費者法の発展の一つの足かせになっている。

(2) EUでは、近年、より統一的な消費者法の実現へ向けた大きな展開が見られ、注目を集めている。これまでEUが採用してきた「最低水準のルールの平準化 minimum harmonisation」では、各国における保護水準の差が解消されず、それが統一市場の形成の深刻な障害となっているという分析を受けて、統一的基準の導入を強制する「完全平準化 full harmonisation」の採用へと大きく舵が切られた。また、一般私法と消費者私法との密接不可分性と、消費者私法を一般私法との関係で体系的に整序することによる保護の実効化という観点も含め、ヨーロッパ契約法構想やヨーロッパ共通売買法規則提案が出されるなどの展開が見られた。ヨーロッパの各国レベルでも、消費者法の構造化・体系化をめぐる議論が展開されはじめた。

(3) 既に私たちの研究グループは、不正取引方法指令(2005年)を中心としたEU消費者法の展開については、科研費補助金(平成22年度~24年度:基盤研究(B)(一般)「EU消費者法のハーモナイゼーション」)の助成を得て共同研究を行った。その研究成果の一部は、中田邦博=鹿野菜穂子編『ヨーロ

ッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』(日本評論社、2011)においてまとめた。しかし、前述のような近時の事態に鑑みれば、さらにEU消費者法の全体的な分析・検討を、体系性という視点を加えて分析・検討することが、日本における消費者法の将来的なあり方を検討するうえでも有益である。その作業は、日本さらにはアジアにおける消費者法のモデルを形成することにも寄与しうることになる。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、法体系における消費者法のあり方を構想することを目的とするものである。すなわち、既に研究グループが従前行ってきたところの研究を基礎として、EU消費者法の平準化をめぐる新たな展開を分析するとともに、それを踏まえて、消費者法の実体法規のあり方や、消費者の権利実現・被害救済を実効化するための手続的な仕組みのあり方について、体系性という視点を加えて検討を行うことを目的とした。

(2) 具体的には、まず、EU消費者私法の平準化の促進を目的とする新たな動向、とりわけ消費者権利指令、ヨーロッパ共通売買法規則提案、保険契約法、消費者団体訴訟制度について分析し、また、消費者法の体系化や構造化をめぐるヨーロッパにおける議論についての検討を行うこと、さらに、これらの分析・検討を踏まえて、最終的にはわが国での消費者法のあり方についての提言を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 本研究の課題は、大きく、EUにおける消費者法の新たな動向についての分析・検討と、消費者法の体系・構造に関わる議論の分析・検討の二つに分けることができる。

(2) 第一の課題は、EUの立法自体のみならず、各国におけるEU立法の国内法化も含む。

そこでは、まず、消費者保護問題に関する EU の政策・対応の変遷をたどるとともに、関連する重要な個別立法（指令、規則）が採択され、あるいは提案が提言された経緯と、その具体的な内容およびそれに関わる議論の分析を行う。また、それが各国法にどのような形で受容され、各国の法体系や取引にいかなる影響を及ぼしたのかを調査・検討する。

(3) 第二の課題については、現在、EU 域内、とりわけドイツで活発な議論が生じていることから、その議論についてまず整理し、第一の課題の成果も踏まえて日本法の議論に接合させる。

(4) いずれの課題についても、まず文献調査によって問題状況を把握し、国内の研究会でメンバー間での情報共有を図り、その上でさらに関係各機関等につき現地調査を実施するするとともに、現地の研究者等との意見交換を行い、その現地調査の成果を研究会において検討するという方法を採用。特に重要なテーマについては、外国から研究者を招いて講演会等を開き、議論を行うこととした。

4. 研究成果

(1) 平成 25 年度は、3 年間にわたる本研究の初年度に当たるため、特に EU 消費者法そのものに関する文献・資料の収集に力を注ぐと共に、海外の状況に関する全般的な調査及び海外研究者との意見交換・情報交換に力を入れた。

具体的には、まず、平成 25 年 6 月に、イタリアの欧州大学院大学を訪問し、海外研究協力者である Hans Micklitz 教授とミニ・セミナーを開き、消費者法と民法の在り方及び消費者法典について意見交換を行った。また、フィレンツェ大学において、フルジュエール教授と、主に消費者概念とそれをめぐる課題について議論を行った。

同年 8 月～9 月においては、ブラジルのサンパウロにおいて、サンパウロ大学、裁判所

および各種消費者関連機関を訪問し、消費者法典をめぐる議論および消費者法の実効化に関する議論を行った。また、ストックホルム大学において、エンゲルブレクト教授らと共に消費者法の構造化に関する共同研究会を開き、意見交換を行った。

さらに、11 月には、プラハにおいて、消費者法のシンポジウムに参加し、研究発表および意見交換を行った。それと並行して、同年度の後半においては、ドイツ・ハンブルグのマックスプランク研究所において、文献調査および海外研究者との意見交換等も行った。

なお、本研究に関する基礎文献として、Hans-W. Micklitz / Norbert Reich / Peter Rott, *Understanding EU Consumer Law*, Intersentia, 2009. の翻訳作業を進めてきた。もっとも、同書については、平成 26 (2014) 年中に内容を刷新した第 2 版が出版されるという情報が得られたため、原書の執筆者との協議を行った。

(2) 平成 26 年度は、一方で、前年に引き続き、EU 消費者法の平準化をめぐる最新の動向について、調査を進めるとともに、他方で、本研究の柱の一つである、消費者法の構造化との関わりにおいて、EU 諸国における民法典と消費者法との体系的な関わりに関する調査・検討を進めた。さらに、消費者の実体的権利を実効化するための手続の在り方についても、ヨーロッパと日本の比較分析を進めた。

このような研究を進めるために、国内で、6 回にわたり、研究会を開催した。このうち特に、第 5 回研究会では、韓国の教授（成教授）をゲストも招き、「ヨーロッパ民法典の可能性」に関する報告と議論を行った。第 6 回研究会には、オーストリアの研究者（シュテファン・ブルブカ氏）を招き、欧州共通売買法に関する講演会を開き、議論を行った。

また、上記(1)で触れた、Hans-W. Micklitz

/ Norbert Reich / Peter Rott, Understanding EU Consumer Law, Intersentia, 2009.が、内容を刷新・拡充して、平成26年にEUropean Consumer Lawとして出版されたことから、同書の翻訳作業をあらためて進めてきた。

さらに、ヨーロッパの現地調査として、平成26年8月には、ドイツにおいて、EU消費者権利指令、ヨーロッパ共通売買法、民法と消費者私法との関わりに関する調査・意見交換等を行った。また、平成27年3月には、イギリスにおいて、消費者権利指令の国内法化に関する調査を、またドイツのマックスプランク国際私法・外国私法研究所においてフランス契約法の改正と消費者法に関する調査等を行った。

(3) 平成27年度は、3年間の研究期間の最後の年に当たっていたことから、一方で、過去の2年間において不足していた点の補強的な調査・分析と、新たに生じた動向に関する調査・分析を行うとともに、他方で、研究全体のまとめの作業を進めた。

具体的には、まず、EUの中でも、イギリスの消費者法において、新たな動きが見られたことから、イギリス法の動向についてさらなる調査を進めた。その一環として、平成27年11月には、イギリスから、EU私法・消費者法の研究を精力的に行っているフレトゥヴィック・フレスナー(Twigg-Flesner)教授を招聘して、講演会を開催した。ギリシャ・イタリア等の南欧諸国の法状況については、日程の都合から現地調査を行うことはできなかったが、研究分担者および研究協力者の協力によって、文献調査を進めてきた。また、EUの共通売買法構想については、この年度に大きな転機(方針変更)を迎えたので、その新たな動きとその背景について、文献調査およびヒアリング調査を進めた。

本研究において特に重視してきた項目(共通私法による平準化作業の展望、市場統合と

法の平準化、消費者法の体系化・法典化、消費者権利指令の展開、消費者法の実効化と集団的権利実現など)については、従来の文献調査やヒアリング調査の結果をまとめる作業を進め、国内の研究会で報告し合い意見交換を行うなどの作業を通して、分析を深めてきた。

(4) 本研究の成果の一部は、後記のとおり既に論文等で公表してきたが、3年間の研究の成果のとりまとめとしての書物の出版を、平成28年夏に予定している。また、上記(2)で触れた、Hans-W. Micklitz / Norbert Reich / Peter Rott, European Consumer Law, 2014の翻訳作業も、最終段階にきており、平成28年度中には出版する計画で作業を進めている。

5. 主な発表論文等(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌等論文](計29件)

雑誌論文

- 1・鹿野菜穂子「民法改正と消費者契約」法学研究(慶應義塾大学)88巻1号(2015年)89-121頁 査読なし
- 2・中田邦博=寺川永=右近潤一=カライスコス・アントニオス「ドイツ債務法現代化の経験(1)(2)」関西大学法学論集64巻5号(2015年)381頁-451頁、6号(2015年)258頁-317頁 査読なし
- 3・カライスコス・アントニオス: Antonios KARAIKOS, Recent Developments in the Regulation of Unfair Contract Terms in Japan, Kansai University Review of Law and Politics, no. 36 (2015), p. 85-100 査読なし
- 4・薬袋真司=カライスコス・アントニオス「諸外国におけるDo-Not-Call制度と日本法への示唆 電話勧誘拒否登録制度の導入への議論に向けて」現代消費者法26号(2015年)80頁-86頁 査読なし

- 5・鹿野菜穂子「民法改正と消費者契約惹起型錯誤（不実表示）を中心に」法学研究（慶應義塾大学）88 巻 1 号（2015 年）89-121 頁 査読なし
- 6・鹿野菜穂子「民法改正と約款規制」法曹時報 67 巻 7 号（2015 年）1-31 頁 査読なし
- 7・若林三奈「オーストリア損害賠償法改革にみるヨーロッパ不法行為法の動向（1）（2・完）- 2011 年司法省改正試案（いわゆる折衷草案）の検討を通して -」龍谷法学 48 巻 1 号（2015 年）317-352 頁、同 3 号（2015 年）57-98 頁 査読なし
- 8・宗田貴行「搾取的濫用行為と独禁法上の行政及び民事的エンフォースメント ドイツ競争制限禁止法における議論を参考にして（上）（下）」獨協法学 96 号（2015 年）195 - 309 頁、同 97 号（2015 年）1 - 73 頁 査読なし
- 9・カライスコス・アントニオス「クリスタ・トブラー『リスボン条約と消費者法へのその影響』法學論集 65 巻 2 号（2015 年）150-164 頁 査読なし
- 10・葉袋真司 = カライスコス・アントニオス「諸外国における Do-Not-Call 制度と日本法への示唆 電話勧誘拒否登録制度の導入への議論に向けて」現代消費者法 26 号（2015 年）80-86 頁 査読なし
- 11・シュテファン・ヴルブカ著 / 寺川永訳「オーストリアにおける計画的陳腐化に関する一考察 瑕疵担保法の視点から」ノモス 37 号（2015 年）25-46 頁 査読なし
- 12・鹿野菜穂子「錯誤・不実表示」法律時報 86 巻 1 号（2014 年）5-10 頁 査読なし
- 13・鹿野菜穂子「消費者裁判手続特例法と民事実体法」法学セミナー 712 号（2014 年）40-43 頁 査読なし
- 14・宗田貴行「ドイツにおける集団的被害救済制度の改革：競争制限禁止法への利益返還命令制度の導入」国際商事法務 42 巻 7 号（2014 年）1018 - 1026 頁 査読なし
- 15・宗田貴行：Takayuki Soda, New Developments of Collective Legal Protection in Germany and Japan ZEITSCHRIFT FUER JAPANISCHES RECHT 37 号（2014）P185-202. 査読なし
- 16・若林三奈「オーストリア損害賠償法改革の現状 - 2011 年折衷草案の概要 -」龍谷大学社会科学研究年報 44 号（2014 年）191-203 頁 査読なし
- 17・カライスコス・アントニオス「ルクセンブルクにおける訪問販売の規制 訪問販売お断りステッカーを中心に」消費者法ニュース 101 号（2014 年）91 頁-93 頁 査読なし
- 18・中田邦博・寺川永（共訳）「ユルゲン・パーゼドー『ドイツ民法典における契約各則の現代的意義 法概念と市場の失敗を架橋する契約各則 - 』」龍谷大学社会科学研究年報 43 号（2013 年 5 月）233-241 頁 査読なし
- 19・宗田貴行「ドイツ競争制限禁止法への消費者団体訴訟制度の導入」公正取引 758 号（2013 年）38 - 48 頁 査読なし
研究書等に掲載の単著論文等
- 20・馬場圭太「ヨーロッパ私法の展開とフランス債務法の改正」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』（日本評論社、2016 年 3 月）391-405 頁 査読なし
- 21・中田邦博=馬場圭太「欧州委員会におけるヨーロッパ契約法の共通化への取り組み」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』（日本評論社、2016 年 3 月）65-72 頁 査読なし
- 22・中田邦博=馬場圭太「パリ商工会議所におけるヨーロッパ私法の共通化への対応」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』（日本評論社、2016 年 3 月）429-435 頁 査読なし
- 23・ジュディット・ロシュフェルド著 / 馬場圭太訳「ヨーロッパ契約法の構築とフランス

における改正案への影響」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』(日本評論社、2016年3月)407-427頁 査読なし

24・ウルリッヒ・マグヌス著/若林三奈訳「ヨーロッパとの関係で見るドイツ不法行為法」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』(日本評論社、2016年3月)363-390頁 査読なし

25・マルティン・シャワー著/若林三奈=栗田昌裕訳「オーストリア一般民法典とその現代化」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』(日本評論社、2016年3月)437-478頁 査読なし

26・マルティン・シャワー著/中田邦博=栗田昌裕訳「オーストリア損害賠償法改革の現状」川角由和ほか編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』(日本評論社、2016年3月)479-502頁 査読なし

27・中田邦博「現代法学研究から見た広告規制」『広告コミュニケーション研究ハンドブック』(有斐閣、2015年11月)39-59頁 査読なし

28・鹿野菜穂子「消費者法と法典化」岩井十郎・片山直也・北居功編『法典とは何か』(慶應義塾大学出版会、2014年)265-283頁 査読なし

29・中田邦博「ヨーロッパ私法(EU)私法の平準化」岩井十郎・片山直也・北居功編『法典とは何か』(慶應義塾大学出版会、2014年)191-214頁 査読なし

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 4件)

1・川角由和・中田邦博・潮見佳男・松岡久和編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』(日本評論社、2016年)541頁

2・鹿野菜穂子・中田邦博・松本克美編『消費者法と民法』(法律文化社、2013年)355頁

3・中田邦博・鹿野菜穂子『基本講義 消費者法』(日本評論社、2013年)344頁

4・クリスチエン・フォン・パール/エリック・クライブ/ハンス・シュルテ-ネルケ/ヒュー・ピール編/窪田充見・潮見佳男・中田邦博・松岡久和・山本敬三・吉永一行監訳『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則-共通参照枠草案(DCFR)』(法律文化社、2013年)498頁/(訳担当)鹿野菜穂子113-115頁、153-156頁・馬場圭太98-102頁、115-122頁・若林三奈251-254頁、259-261頁・カライスコス・アントニオス1-44頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

ホームページ等 特になし

6. 研究組織

(1)研究代表者

鹿野菜穂子(KANO, Naoko)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号:10204588

(2)研究分担者

中田 邦博(NAKATA, Kunihiro)
龍谷大学・法務研究科・教授
研究者番号:00222414

若林 三奈(WAKABAYASHI, Mina)
龍谷大学・法学部・教授
研究者番号:00309048

馬場 圭太(BABA, Keita)
関西大学・法学部・教授
研究者番号:20287931

寺川 永(TERAKAWA, Yo)
関西大学・法学部・教授
研究者番号:50360045

宗田 貴行(SODA, Takayuki)
獨協大学・法学部・准教授
研究者番号:60368595

カライスコス・アントニオス(KARAI SKOS, Antonios)
関西大学・法学部・准教授
研究者番号:60453982